

地域を支える障がい者施設等事業者の皆様を応援します！



令和7年度 第3回 山形県

障がい者施設等物価高騰対策

支援金

のご案内

受給には
申請手続きが
必要です

申請受付期間

令和
8年

1月5日(月)

令和
8年

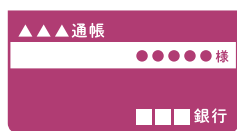
2月20日(金)

山形県では、障がい者施設等が受ける食材費や光熱水費及びガソリン代の高騰の影響を軽減し、安心して質の高い障がい福祉サービスの安定的な提供を図るため、対象施設等を県内で運営する者に対し支援金を交付します。

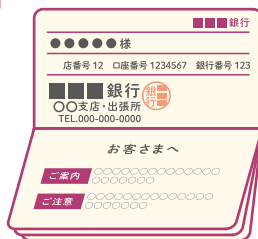
※当支援金事業は、国の重点支援地方交付金を活用して実施しています。

申請方法

「振込先が分かる書類(預金通帳等)の写し」
をご準備いただき、右の二次元コードの申請
フォームより申請ください。



(表紙)



(1~2ページ見開き)

※通帳表紙と裏の見開き(カタカナでの名義・口座番号が記載されている部分)の写しをご準備ください。
※支援金交付決定通知は、申請のあった法人単位での通知となりますので、ご了承ください。

申請フォームからの 手続きが便利です

24時間
受付可能で
便利！



フォームからの申請以外を
ご希望の方は問い合わせ番号
までご連絡ください。

山形 障がい 物価高騰

検索

0570-088-086

受付時間 平日9:00~17:00
※土日・祝祭日を除く

問い合わせ先

山形県障がい者施設等物価高騰対策支援金事務局

県事業受託者：株式会社日専連ライフサービス

コールセンター

0570-088-086

受付時間 平日9:00~17:00

※土日・祝祭日を除く ※1/5(月)~3/6(金)を予定

事務局
ホームページは
こちらから



<https://yamagata-fukushi-bukka.jp/>

支援対象者

支援金の交付を受けることができる者は、令和8年1月5日現在において、対象施設等を県内で運営している者とする。ただし、次に掲げる者を除く。

○この支援金の交付対象施設等と、介護保険法(平成9年法律第123号)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)に規定する施設又はサービスを行う事業所を一体的に運営し、令和7年度第3回山形県高齢者施設等物価高騰対策支援金の交付を受ける場合は、対象外とする。

対象施設等および支援金額

区分1

- 障害者支援施設
- 療養介護事業所
- 宿泊型自立訓練事業所
- 共同生活援助事業所(介護サービス包括型)
- 共同生活援助事業所(日中サービス支援型)
- 共同生活援助事業所(外部サービス利用型)

1対象施設等当たりの支援金の額

定員(併設する短期入所事業所の定員を含む。以下同じ。)に14,000円を乗じて得た額(ただし、定員が29人以下である施設は、一律420,000円)

区分2

- 生活介護事業所
- 短期入所事業所(単独型事業所に限る。)
- 自立訓練事業所(機能訓練)
- 自立訓練事業所(生活訓練)
- 就労選択支援事業所
- 就労移行支援事業所
- 就労継続支援A型事業所
- 就労継続支援B型事業所
- 児童発達支援事業所(児童発達支援センターを含む。)
- 放課後等デイサービス事業所

1対象施設等当たりの支援金の額

一律140,000円

区分3

- 居宅介護事業所
- 重度訪問介護事業所
- 同行援護事業所
- 行動援護事業所
- 就労定着支援事業所
- 自立生活援助事業所
- 地域移行支援事業所
- 地域定着支援事業所
- 計画相談支援事業所
- 居宅訪問型児童発達支援事業所
- 保育所等訪問支援事業所
- 障害児相談支援事業所

1対象施設等当たりの支援金の額

一律35,000円

支援対象外

- 廃止又は休止予定の施設・事業所
- 休止中の施設・事業所
- 国、独立行政法人、地方公共団体、地方独立行政法人の施設・事業所(指定管理によるものを含む。)
- 令和7年度第3回山形県高齢者施設等物価高騰対策支援金の交付を受ける施設